

第4次高知県情報ハイウェイ運営管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程（平成15年4月1日高知県訓令第8号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、第4次高知県情報ハイウェイ（以下「情報ハイウェイ」という。）の運営管理に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、規程に定めるもののほか次の各号に定めるところによる。

(1) 情報ハイウェイ管理者 規程第2条第1号に定めた情報ハイウェイを管理する者といい、規程第2条第3号の規定により、高知県総合企画部デジタル政策課長とする。

(接続等の協議)

第3条 規程第4条第1項の規定による協議は、「第4次高知県情報ハイウェイ接続等協議書」（別記様式第1号）により行うものとする。

2 情報ハイウェイの接続等協議を行う者は、情報ハイウェイの接続に要する設備の準備期間を考慮し、前項の協議を行うものとする。

3 情報ハイウェイ管理者は、情報ハイウェイの設備状況をふまえて接続を認めるものとする。なお、利用期間等の延長など接続協議を行った者に不利にならないようなものについては、情報ハイウェイ管理者の判断で変更することができる。

4 接続等の協議に対する標準処理期間は、30日とする。

(認定プロトコル)

第4条 規程第2条第5号の規定による認定プロトコルは、「IP」とする。

(ネットワークアドレス)

第5条 規程第7条第1項の規定によるネットワークアドレスの指定は、規程第16条第2項に規定する者がその組織内において利用する場合にあっては、行わないものとする。

(禁止事項)

第6条 規程第12条の規定による禁止事項は、次の各号によるものとする。

(1) 情報ハイウェイの適正な運用に支障を及ぼす行為

(2) 他の個別ネットワーク管理者、情報ハイウェイ管理者又は第三者の知的財産権、肖像権又はプライバシーを侵害する行為

(3) 他の個別ネットワーク管理者、情報ハイウェイ管理者又は第三者を差別又は誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損する行為

(4) 身分を偽り、第三者になりすまして情報ハイウェイを利用する行為

(5) 有害なコンピュータプログラム等の送信行為

(6) 他の個別ネットワーク管理者、情報ハイウェイ管理者又は第三者に不利益を与える行為

(7) その他法令、規則又は公序良俗に違反する行為

(運用情報の記録等の保護)

第7条 規程第13条の規定による管理は、次の各号によるものとする。

(1) 運用情報の記録、ドキュメントその他これに類するものは、運営管理に必要な場合を除き、他に開示してはならない。

(2) 運用情報の記録、ドキュメントその他これに類するものを廃棄するときは、機密漏洩防止のため、裁断、溶解及び焼却の方法によって廃棄しなければならない。

2 個別ネットワーク管理者は、情報ハイウェイに係る運用情報の記録、ドキュメントその他これに類するものを開示する場合には、事前に情報ハイウェイ管理者の承認を受けるものとする。

(その他の組織等からの協議)

第8条 規程第16条第2項の規定による公的な組織、団体等は、次のいずれかに該当する者とし、規程第4条の規定に準じて、情報ハイウェイへの接続等を行うことができる。

(1) 高知県内の市町村、一部事務組合及び広域連合

(2) その他公的な組織、団体等で情報ハイウェイ管理者が特に必要と認める者
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、情報ハイウェイ管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(他の要綱等の廃止)

5 高知県情報スーパーハイウェイ管理運営要綱(平成10年4月1日施行)及び高知県情報スーパーハイウェイ管理運営要領(平成10年11月13日施行)は廃止する。

6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する

7 この要綱は、令和6年12月10日施行し、令和6年4月1日から適用する。